

# 自動積立定期預金規定

## 1. (預入の方法等)

- (1) 積立式定期預金（以下「この預金」という）の預入は新規作成時1,000円以上（2回目以降の預入は1回100円以上）とします。ただし、口座振替の場合は1回1,000円以上1,000円単位とします。
- (2) この預金は、口座振替によるほか現金、小切手、その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入ができます。
- (3) 現金自動預入支払機による預入については1回あたりの預入金額は1,000円以上とし最低預入券種は、1,000円券以上とします。  
この場合現金自動預入支払機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

## 2. (口座振替による預入)

- (1) 口座振替により預入する場合、振替日、振替金額、引落指定口座、引落方法等は、あらかじめ提出された当行所定の「預金口座振替依頼書」記載のとおりとします。
- (2) 口座振替を中止するときは、あらかじめ当店に対しその旨を届出てください。

## 3. (預入れ預金の取扱)

- (1) この預金口座についてあらかじめ目標日サイクルを指定した口座（以下「リピート型」という）については各預入れまたは継続の都度、指定をうけた目標日までの期間に応じ、後記3.(1)①②の方法により自由金利型定期預金（M型）または、自由金利型定期預金（以下、これらを「定期預金」という）を作成しこの預金に預入れします。  
なお、前記にかかわらず預入日から預入日以降最初に到来する目標までの期間が1ヶ月未満の場合は、次回目標日までの期間に応じ、後記3.(1)①②の方法により定期預金を作成しこの預金に預入れします。

### ① 預入日から目標日までの期間が2年未満の場合

各預入日に、目標日を満期日とする期間1ヶ月から2年未満までの定期預金とします。

### ② 預入日から目標日までの期間が2年以上の場合

各預入日に、期間1年の定期預金を作成し、目標日までの期間が2年未満になるまで、各々その満期日に元利金合計金額をもって期間1年の定期預金を継続して作成します。

- (2) この預金口座についてあらかじめ目標日サイクルを指定されない口座（以下、「シングル型」という）については、各預入れまたは継続の都度、指定を受けた目標日までの期間に応じ次の方法により定期預金を作成しこの預金に預入れます。なお、シングル型の場合、通帳記載の目標日の1ヶ月前まではこの預金の預入ができます。

### ① 預入日から目標日までの期間が2年未満の場合

各預入日に、目標日を満期日とする期間1ヶ月から2年未満までの定期預金とします。

### ② 預入日から目標日までの期間が2年以上の場合

各預入日に、期間1年の定期預金を作成し、目標日までの期間が2年未満になるまで、各々その満期日に元利金合計金額をもって期間1年の定期預金を継続して作成します。

## 4. (目標日)

- (1) 「リピート型」の目標日は、この預金口座を開設する際にあらかじめ指定された通帳記載の日を初回目標日とし、初期目標日からこの預金を開設する際にあらかじめ指定された目標日サイクルの期間を経過した応答日を第2回目標日とします。第3回以降も同様とします。
- (2) 「シングル型」の目標日は、この預金口座を開設する際にあらかじめ指定された通帳記載の日とします。この場合、目標日はこの預金口座の満期日となります。

## 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間について預入日（または継続日）現在における当行所定の利率によって計算します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、目標日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から

解約日前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じたそれぞれの利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6. (預金の支払時期)

(1) 「リピート型」の場合

この預金のうち満期日が同一の定期預金は、全てその満期日すなわち目標日にその定期預金を自動的に解約し利息とともに支払います。この場合、元利金は、普通預金、当座預金、総合口座定期預金およびこの預金口座のうちあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。なお、定期預金を自動的に解約する際は、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要なものとして取扱います。

(2) 「シングル型」の場合

この預金は、通帳記載の目標日すなわち満期日以降に利息とともに支払います。

## 7. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 「リピート型」の場合

この預金を第4条の目標日に自動解約する以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

(3) 「シングル型」の場合

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

## 8. (通帳の効力)

シングル型の場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳は無効となります。

## 9. (その他)

この預金について特に定めのない事項に関しては、自由金利型定期預金（M型）規定および自由金利型定期預金規定により取扱いします。

以 上